

織物業におけるその他の一般動力機械を起因物とする死傷災害発生事例（2017年）

2017年発生月	時間	死傷災害発生事例	年齢	労働者規模
3	21~22	工場内製織作業中、誤って機械に手を挟んでしまい、右手親指・人指し指・中指・薬指を負傷した。	44	10～29
7	16～17	第8工場において、織機の修理のため、タイミングベルトを交換後、ギアとベルトの合わせ調整の際、ベルトに当て板をして寸動しギアを動かすところを、当て板をせずに動かしたため、ギアとベルトの間に右手が挟まった。	56	100～299
7	10～11	ミシンでタオル生地 of 繋ぎ縫製中、ミシン糸が切れたため、ミシン針に糸を通す作業中に誤って、ミシン下部のペダル式スイッチを踏んでしまい、ミシンが稼働したときに対応が遅れて、左示指に針が刺さった。	26	50～99
11	13～14	織機の右端にある糸巻のカバーの上に埃が溜まっているのを払おうと織機に足かけ（1m程の高さ）昇り、埃を払って、床に足を戻そうとした時、足の先と床との感覚が合わず、そのまま床に転げ落ちた。腰部を強打して立ち上がれず、救急車で病院へ搬送した。	61	1～9

出典：https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen_pgm/SHISYO_FND.aspx(職場のあんぜんサイト)

Return to：https://www.jisha.or.jp/international/topics/202206_11.html